

研修に関する留意事項

この度は、弊社受託研修へのご支援ありがとうございます。

資料作成にあたりまして、下記内容についてご留意のほど何卒よろしくお願いいたします。

留意事項

・公的な性格の研修であることを踏まえ、現行の保育所保育指針(平成 29 年3月改定)等に基づく内容を基本とすること。

※特定の学説や主義・主張、講師自身の持論や解釈に著しく依拠する内容は避けること。

(多様な説や視点を中立的に紹介することは可)

以下の研修科目については、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)、並びに児童虐待の防止等に関する児童福祉法の最新の内容などを踏まえてご講義ください。

【対象科目】

・中堅保育所長等研修会

「保育制度の動向及び関係法令等」「地域に開かれた保育所等づくり」

「保育所等における人材育成」

・初任保育所長等研修会

「保育制度の動向及び関係法令等」「子育て支援」

「地域に開かれた保育所等づくり」「保育所等の組織マネジメント」

・初任保育所長等(就任予定者)研修会

「保育所等の社会的役割」「子育て支援」

資料・データ提示の留意事項

① 原則、一次資料とする。('孫引き'はしない)

② 出典を明記する。

③ インターネット記事・ブログ等からの引用は原則使用禁止。

(国・自治体・公的機関等の HP は除く)

④ 引用する際には、独自に編集・改変をしないこと。

編集・改変した場合は、その旨受講生にもわかるよう明記すること。

⑤ 基本的に、使用するのは国・自治体・公的機関等の公表している資料・データとし、個人及びグループによる研究や一般書籍からの引用は多用を控えること。

⑥ 保育所保育指針、幼稚園教育要領、認定こども園教育保育要領に共通する内容を引用する場合は、保育所保育指針より引用すること。

⑦ 著作権や肖像権の点で問題があるものは掲載しない。

画像・イラスト掲示の留意事項

1. パブリックドメイン(「(参考)パブリックドメインの例」参照)となった著作物を使用。
(著作権の存続期間満了もしくはフリー素材)
2. 公表された著作物を、出典を明示の上、引用により利用。(「資料・データ提示の留意事項」参照)
3. 著作権者から利用許諾を得て利用

※写真・画像・動画などの当日投影をご希望の際は、ご相談ください。

参考 URL

○厚生労働省保育所保育指針関係情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

参考

○パブリックドメインの例

- ・ 著作者の死後 70 年以上経っている著作物(著作権法第 51 条第 2 項)
- ・ 公表後 70 年を経過した無名・変名の著作物(著作権法第 52 条第 1 項)
- ・ 公表後 70 年を経過した団体名義の著作物(著作権法第 53 条第 1 項)
- ・ 公表後 70 年を経過した映画の著作物(著作権法第 54 条第 1 項)
- ・ 創作性のない表現(著作権法第 2 条第 1 項第 1 号)
- ・ 情報(データ)そのもの(判例法[13])
- ・ アイディア(判例法[14])
- ・ 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道(著作権法第 10 条第 2 項)
- ・ 解法(アルゴリズム)、規約(プロトコル)(著作権法第 10 条第 3 項)
- ・ 憲法その他の法令(著作権法第 13 条第 1 号)
- ・ 国、地方公共団体の機関又は独立行政法人が発する告示、訓令、通達(著作権法第 13 条第 2 号)
- ・ 裁判所の判決、決定、命令、審判(著作権法第 13 条第 3 号)

ご不明点がございましたら、お問い合わせください。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上